

第50回

定時株主総会招集ご通知

●日時

令和5年1月17日(火曜日)

午前10時(受付開始 午前9時30分)

●場所

新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I 8階 大会議室

●目次

第50回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
事業報告	10
連結計算書類	22
計算書類	37
監査報告書	47

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

・新型コロナウイルス感染(Covid-19)予防のため、書面(郵送)による議決権の事前行使をご推奨申し上げます。

・株主総会に出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮ください。

・会場の当社スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。また、会場には消毒液の設置を含む感染予防措置を講じております。なお、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。

・株主総会でのお飲み物のご提供および株主総会後の株主懇親会の開催は中止とさせていただきます。予めご了承ください。

株主の皆様には、ご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

株 主 各 位

新潟市中央区新光町10番地 2

株式会社 キタック

代表取締役社長 中 山 正 子

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当日のご出席に代えて、書面による事前の議決権行使のご推奨を申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和5年1月16日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和5年1月17日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 新潟市中央区新光町10番地 2
技術士センタービル I 8階 大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第50期（令和3年10月21日から令和4年10月20日まで）事業報告および連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第50期（令和3年10月21日から令和4年10月20日まで）計算書類の内容報告の件決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第4号議案 退任取締役及び退任監査等委員である取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

1. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類に修正をすべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://kitac.co.jp>）に掲載させていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(電子提供措置等) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
附 則	附 則
(施行期日)	(施行期日)
第1条 この定款は、昭和48年2月1日から施行する。	第1条 この定款は、昭和48年2月1日から施行する。
(新設)	令和5年1月17日から改定する。
(新設)	第2条 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、 <u>施行日</u> という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、 <u>変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u> 2 本条は、 <u>施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）10名全員は任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化を図るために3名減員し7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から、各候補者に関する当事業年度における業務執行状況並びに業績等を踏まえ、当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	中山輝也 (昭和12年6月9日生)	昭和48年4月 代表取締役社長 平成29年1月 代表取締役会長（現任）	820,000株
	<p>【選任理由】</p> <p>昭和48年に創業して、平成29年から代表取締役会長に就任し、長年の経営及び技術分野での事業活動で豊富な経験と高度な見識を有し、当社の持続的発展及び中長期的な企業価値の実現のために最適と判断した。最近では世界共通言語SDGsの活用による企業経営の質の向上を心掛けており、引き続き取締役の候補者とした。</p>		
2	中山正子 (昭和44年11月27日生)	平成5年12月 株式会社クリエイティブ蒼風入社 平成18年5月 当社入社CGSセンター長 平成21年1月 取締役・総務担当兼CGSセンター長 平成24年1月 取締役・総務部長 平成25年1月 常務取締役（経営管理部門統括） 平成27年1月 専務取締役（経営管理部門統括） 平成29年1月 代表取締役社長（現任） 平成30年6月 セコム上信越株式会社社外取締役（現任） 令和3年9月 一正蒲鉾株式会社社外取締役（現任）	455,300株
	<p>【選任理由】</p> <p>代表取締役社長として平成29年より、経営を統括し、強いリーダーシップと高度な経営判断を的確に行っている。当社の更なる経営推進とコーポレートガバナンス強化に適任であり、引き続き取締役の候補者とした。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	平野吉彦 (昭和32年1月20日生)	昭和54年3月 当社入社 平成12年4月 技術第三部長 平成18年1月 取締役技術副本部長・技術第一部長 平成21年12月 常務取締役（技術管理部門副統括） 技術第一部長 平成24年4月 常務取締役（技術管理部門統括） 技術第一部長 平成25年1月 専務取締役（技術管理部門統括） 技術第一部長 平成25年4月 専務取締役（技術管理部門統括） 平成31年1月 取締役副社長（技術管理部門統括）（現任）	74,332株
		<p>【選任理由】 当社取締役副社長として、長年に亘り技術管理部門の運営に携わり、技術に関する豊富な経験と経営全般に関する幅広い知見を有していることから、更なる企業価値の向上に貢献するため、引き続き取締役の候補者とした。</p>	
4	金子敏哉 (昭和31年5月11日生)	昭和55年3月 当社入社 平成19年4月 技術第一部・部長 平成25年4月 理事（地盤災害担当） 平成27年1月 取締役（販促及び技術管理部門副統括） 平成29年1月 取締役（販促管理部門副統括） 平成30年1月 常務取締役（販促管理部門副統括） 令和3年4月 常務取締役（販促管理部門副統括・東北事業部長）（現任）	22,400株
		<p>【選任理由】 当社常務取締役として、販促管理部門副統括、そして長期間にわたり技術管理部門副統括を歴任した経験もあり、技術に関する豊富な経験を有していることから、更なる企業価値向上に寄与すると判断し、引き続き取締役の候補者とした。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	上原 信司 (昭和31年10月23日生)	昭和50年4月 建設省土木研究所採用 平成23年4月 国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長 平成27年4月 国土交通省北陸地方整備局企画部環境調整官 平成28年7月 当社入社 理事・技師長 平成29年1月 取締役(販促管理部門副統括) 平成30年1月 常務取締役(販促管理部門副統括)(現任)	4,300株
		<p>【選任理由】</p> <p>国土交通省の技術分野、特に砂防、地すべりに長年携わり、当社においては理事・技師長の後、常務取締役として販促管理部門副統括の職にあり、豊富な経験に基づく幅広い見識を有しており、企業価値向上のため、引き続き取締役の候補者とした。</p>	
6	佐藤 豊 (昭和39年7月20日生)	昭和63年4月 当社入社 平成25年4月 技術第一部長 平成29年1月 取締役(技術第一部長) 令和3年4月 取締役(技術管理部門担当役員) 令和4年4月 取締役(技術管理部門副統括)(現任)	10,800株
		<p>【選任理由】</p> <p>当社に新卒で入社以来、長年に亘り技術業務に携わり、現在は取締役として技術管理部門を牽引するなど、土質や地質技術の豊富な経験・学識(工学博士)を有していることから、企業価値向上のため、引き続き取締役の候補者とした。</p>	
7	大塚 秀行 (昭和39年3月17日生)	昭和62年4月 当社入社 平成25年4月 技術第二部・部長 平成29年1月 取締役(技術第二部長) 令和3年4月 取締役(技術管理部門担当役員) 令和4年4月 取締役(技術管理部門副統括)(現任)	6,000株
		<p>【選任理由】</p> <p>当社に新卒で入社以来、長年に亘り土木設計部門の業務に携わり、現在は取締役として技術管理部門を牽引するなど、豊富な経験に基づく幅広い見識を有していることから、企業価値向上のため、引き続き取締役の候補者とした。</p>	

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結時をもって、監査等委員である取締役の西潟常夫氏が辞任により退任いたします。つきましては、西潟常夫氏の補欠として1名を選任することをお願いいたしたいと存じます。なお、本総会において選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任された西潟常夫氏の監査等委員である取締役としての任期の満了すべき時までとなります。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
小林清吾 (昭和32年9月9日生)	昭和58年4月 新潟県採用 平成28年4月 産業労働観光部副部長 平成30年4月 公益財団法人にいがた産業創造機構理事 令和4年4月 当社入社 社内監査部部长(現任)	0株
<p>【選任理由】</p> <p>長年にわたり行政で培ってきた経験と幅広い知識及び見識を有しており、又、入社以来社内監査部部长として内部統制に関する業務を的確に行っております。これらのことから当社監査等委員である取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>		

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 退任取締役及び退任監査等委員である取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます齊木勝氏、中山修氏、林剛久氏及び監査等委員である取締役を辞任されます西潟常夫氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

退職慰労金贈呈の理由は取締役として当社経営に対し適切に関与し、業務遂行に尽力したためであります。

具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役（監査等委員であるものを除く）については取締役会に、退任監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。なお、退任取締役に対する退職慰労金は、本招集ご通知16頁に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

また、監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

退任取締役及び退任監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
齊木 勝	平成27年1月 専務取締役（現任）
中山 修	平成29年1月 取締役（現任）
林 剛久	平成29年1月 取締役（現任）
西潟 常夫	平成30年1月 取締役（監査等委員）（現任）

(ご参考) 第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合の取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役のスキルマトリックス

	氏名	経営企画	技術・IT	販促営業	人事	財務会計	法務
取締役 (監査等委員を除く)	中山 輝也	●	●	●	●	●	●
	中山 正子	●	●	●	●	●	●
	平野 吉彦	●	●	●		●	
	金子 敏哉	●	●	●			
	上原 信司	●	●	●			
	佐藤 豊	●	●	●			
	大塚 秀行	●	●	●			
監査等委員である取締役	小林 清吾	●			●	●	●
	久保田 正男	●			●	●	●
	渡部 文雄	●			●	●	●

以上

(添付書類)

事業報告

(令和3年10月21日から)
(令和4年10月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、年初からのコロナ変異株の急速な拡大に加え、2月24日ロシアによるウクライナ侵攻から政情不安も急速に拡がりました。ウクライナ情勢等を受けた資源価格の上昇、米国のたび重なる金融引締めから急速に円安が進み、食料品価格の急激な値上げなどもあり個人消費の動向など経済の動向に不透明感がありましたが、資源高の影響などを受けつつも新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進むもとで、持ち直しつつあります。

こうした中で、近年、頻発化し激甚化する自然災害に対処するため、国は令和3年度から「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を実施しており、気候変動を見据えた「流域治水」の推進、インフラ老朽化対策による持続可能なインフラメンテナンスの実現、地域における総合的な防災・減災対策等に取り組むとしていることから国内公共事業を取り巻く環境はおおむね堅調に推移するものと予想されます。

当社グループといたしましては、「地質調査業」及び「建設コンサルタント業」で長年培った技術力を基盤とし、防災・減災対策のほか公共インフラの老朽化対策などの業務について、調査から設計までの一貫した総合力と環境分野も含む豊富な業務経験により、受注の確保に努めるとともに「令和4年8月の新潟県の県北地域における豪雨災害」への緊急対応にも努めてまいりました。

当連結会計年度の受注高は、防災・減災及び社会資本整備事業などの需要増加を見込み受注計画を立て、その計画達成に向けて受注機会を増やす、顧客を拡大するなどして事業推進を図った結果、25億6千5百万円（前年同期比7.2%増）となり、売上高27億1百万円（同6.1%増）、営業利益77百万円（前年同期は営業損失7百万円）、経常利益1億3千7百万円（前年同期比275.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益9千万円（同191.0%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、基本理念に掲げた「優れた技術を社会に提供し、社会の発展に寄与することを使命とする」ため、主力とする地質・地盤調査、土木設計において培った技術力に加え、高度・先端技術の導入により社会の信頼と要請に応じていくことと考えております。

そのため「稼ぐ力の強化」「働く環境の改善」「多様な人材の活用」の3本を経営目標の柱に据え、全社で社会的信頼の確保と企業価値の増大に努めてまいります。

国の国土強靱化施策をはじめ、公共インフラの維持・補修業務など、当業界に関する業務需要は引き続き見込めるものの、一層の受注競争の激化とともに、新たに持続可能な開発目標(SDGs)の設定や達成への努力が求められ、企業経営に対するニーズも多様化しています。

今後とも業務上のリスクに対応した高度技術・先端技術の活用による他社との差別化、そして、コスト競争力と高品質をかせげ、さらなる業績向上を目指すとともに、引き続き、人材育成と技術者教育の強化、そして、時代のニーズに対応した就業環境の整備を行い、さらに健全な経営を目指してまいります。

(3) 設備投資等の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第47期 (令和元年10月期)	第48期 (令和2年10月期)	第49期 (令和3年10月期)	第50期 (当連結会計年度) (令和4年10月期)
売 上 高 (千円)	—	—	2,545,269	2,701,664
経 常 利 益 (千円)	—	—	36,689	137,884
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	—	31,128	90,580
1株当たり当期純利益	—	—	5円56銭	16円17銭
総 資 産 (千円)	—	—	5,452,888	5,766,254
純 資 産 (千円)	—	—	2,655,840	2,855,784

- (注) 1. 第49期連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第48期以前については記載しておりません。
2. 売上高には、不動産賃貸等収入を含んでおります。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第47期 (令和元年10月期)	第48期 (令和2年10月期)	第49期 (令和3年10月期)	第50期(当期) (令和4年10月期)
売 上 高 (千円)	2,725,786	2,838,291	2,516,486	2,668,167
経 常 利 益 (千円)	268,515	265,994	42,098	139,291
当期純利益 (千円)	191,611	179,324	22,553	94,527
1株当たり当期純利益	34円21銭	32円02銭	4円03銭	16円88銭
総 資 産 (千円)	5,457,406	5,399,797	5,437,452	5,752,256
純 資 産 (千円)	2,502,820	2,642,848	2,647,286	2,849,684

- (注) 1. 売上高には、不動産賃貸等収入を含んでおります。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
株式会社広川測量社	5,000千円	100%	測量業

(11) 主要な事業内容

- ・土木建築工事及び環境対策に関するコンサルタント事業
- ・土木建築工事に関する測量、設計、計画、施工管理及び調査（地質調査を含む。）に関する事業
- ・不動産の賃貸業
- ・美術館及び喫茶室の経営

(12) 主要な事業所

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	新潟県新潟市中央区新光町10-2
東 京 支 店	東京都台東区柳橋2-14-4 (セントラルビル6F)
北 信 越 事 業 所	新潟県上越市大字五智国分3121-4
長 岡 事 務 所	新潟県長岡市川崎5-360-1
佐 渡 事 業 所	新潟県佐渡市千種丙207-1
福 島 事 務 所	福島県郡山市西ノ内1-5-14 (遠藤ビル2F)
仙 台 事 務 所	宮城県仙台市青葉区上杉1-1-37 (キタックビル)
山 形 事 務 所	山形県山形市飯田2-2-3 (Kビル201)

(注) 長岡事務所は令和4年11月1日に新潟県長岡市美沢2-13-5へ移転いたしました。

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社広川測量社	新潟県長岡市美沢2-13-5

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前連結会計年度末比 増減(△は減)
名 187	名 △1

② 当社の従業員数

従 業 員 数	前 期 末 比 増減(△は減)	平 均 年 齢	平均勤続年数
名 181	名 -	歳 43.40	年 12.01

(注) 従業員数は就業人員であります。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株式会社 第四北越銀行	千円 620,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,600,449株 (自己株式368,575株を除く)
- (3) 株 主 数 1,753名 (前期末比210名増)
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中 山 輝 也	820,000	14.64
中 山 正 子	455,300	8.13
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	278,000	4.96
東 京 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	233,424	4.17
キ タ ッ ク 社 員 持 株 会	207,300	3.70
公 益 財 団 法 人 知 足 美 術 館	203,568	3.63
中 山 道 子	197,200	3.52
五 十 嵐 英 輝	190,700	3.41
パ シ フ ィ ッ ク コ ン サ ル タ ン ツ 株 式 会 社	181,000	3.23
株 式 会 社 ナ カ ノ ア イ シ ス テ ム	181,000	3.23

(注) 持株比率は自己株式(368,575株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	中山 輝也	
代表取締役社長	中山 正子	セコム上信越株式会社社外取締役 一正蒲鉾株式会社社外取締役
取締役副社長	平野 吉彦	技術管理部門統括
専務取締役	齊木 勝	販促管理部門統括
常務取締役	金子 敏哉	販促管理部門副統括・東北事業部長
常務取締役	上原 信司	販促管理部門副統括
取締役	中山 修	関東事業部長・東京支店長
取締役	林 剛久	
取締役	佐藤 豊	技術管理部門副統括
取締役	大塚 秀行	技術管理部門副統括
取締役 (常勤監査等委員)	西潟 常夫	
取締役 (監査等委員)	久保田 正男	公益財団法人新潟県健康づくり財団 常務理事
取締役 (監査等委員)	渡部 文雄	一般社団法人新潟県友会監事

- (注) 1. 関谷一義氏は、令和4年1月14日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任しました。
2. 取締役 西潟常夫氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、各部門との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
3. 取締役 久保田正男及び渡部文雄の両氏は、社外取締役であります。
4. 取締役 久保田正男及び渡部文雄の両氏は、(株)東京証券取引所の「有価証券上場規程」第436条の2に規定される独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

イ. 基本方針

監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役の報酬等については、基本報酬及び退職慰労金と業績に応じて支給される業績連動報酬としての賞与で構成されており、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するとともに、取締役個々の職責等を踏まえた適正な水準となることを基本方針とする。社外取締役及び監査等委員である取締役については、独立性を鑑み、原則として基本報酬（月額報酬）のみとする。

ロ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、職位、職責、業績貢献度、そして在任年数等に基づき、当社の業績及び従業員の給与水準をも考慮しながら決定する。

ハ. 業績連動報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役の賞与は金銭報酬とし、会社の業績及び従業員への支給水準等を勘案し決定する。

ニ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の監査等委員及び社外取締役を除く取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬100に対して賞与20、退職慰労金15を目安とする。

ホ. 監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、基本報酬、賞与の額及びそれぞれの支給時期とする。

ヘ. 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

監査等委員である取締役の報酬等は、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を考慮し、監査等委員である取締役の協議により決定する。

ト. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

代表取締役社長が監査等委員である取締役の助言を受けただうえで、方針案を策定し、令和3年2月25日開催の取締役会において決定方針を決議した。

② 取締役及び監査等委員である取締役の報酬額についての株主総会決議に関する事項

当社の役員報酬については、平成30年1月18日開催の第45回定時株主総会において、監査等委員である取締役を除く取締役については年額6億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、監査等委員である取締役については年額1億円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）は12名、監査等委員である取締役は3名（うち、社外取締役は2名）であります。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、監査等委員及び社外取締役からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	賞与	退職慰労引当金繰入	
取締役（監査等委員を除く）	96,091	85,680	—	10,411	11
監査等委員（社外取締役を除く）	5,850	5,400	—	450	1
社外取締役	1,300	1,200	—	100	2
合計	103,241	92,280	—	10,961	14

（注）上記総額には以下のものが含まれております。

当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額10,961千円（取締役（監査等委員を除く）10,411千円、取締役（監査等委員）550千円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

- ①重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ②主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③当事業年度における主な活動状況
取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況等
取締役 (監査等委員)	久保田正男	当事業年度に開催された取締役会6回全てに、また、監査等委員会12回全てに出席しました。主に就任している要職の経験と知見から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。 また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。更に、監査等委員会において、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っており適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	渡部 文雄	当事業年度に開催された取締役会は6回中5回、また、監査等委員会は12回中11回に出席しました。主に就任している要職の経験と知見から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。 また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。更に、監査等委員会において、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っており適切な役割を果たしております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役久保田正男氏、社外取締役渡部文雄氏の2名とは、責任限定契約を締結しておりません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	金額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	21,000千円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確にしておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出の根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会及び監査等委員会において、方針は決定しておりません。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する体制

当社は、業務の適正を確保するための体制（内部統制）に係るシステムの構築についての基本方針を次のとおりに定めております。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社の経営理念に則り制定された「企業行動基準」に関する具体的手引書として「コンプライアンス・ガイドライン」を策定し、取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を図る。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に関する情報は、文書及び記録の管理に関する規程に則り、保存及び管理を適正に実施するとともに、取締役及び監査等委員からの閲覧請求には速やかに対応する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 代表取締役社長の下にリスク管理体制を構築し、リスク管理の推進を図るとともに、社内監査部は独立した立場から監査を実施する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会は、経営目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のための具体的施策及び職務分掌に基づいた効率的な達成の方法を策定し、業務を執行する。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ グループ各社と緊密な連携を図り、企業集団としての経営の健全性及び効率性の向上に資することを目的として「関係会社管理規程」を制定し、規程に基づいてグループ会社を管理する部門（以下、管理部門という）を設置する。
- ・ 管理部門は、「関係会社管理規程」に基づいて、グループ会社の業務運営、財務状況等について報告を受け、必要に応じて改善等を指導する。
- ・ 管理部門は、グループ各社の経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事象が発生したとき、あるいは発生する可能性が生じたときは、「関係会社管理規程」に従い、これに対応する。
- ・ グループ各社は、業務分掌及び決裁権限に関する規程等に基づいて、効率的な職務の執行が行われる体制を整備する。
- ・ グループ各社は、企業としての社会的責任とコンプライアンスの重要性を認識し、グループ各社の役職員が法令、定款、社内規程等を遵守して職務を執行することで、業務が適正に行われる体制を確保する。
- ・ 社内監査部は、グループ全体の内部統制の有効性を確保するため、必要に応じてグループ会社の監査を実施する。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人と他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ・社内監査部に所属する使用人が監査等委員会の職務補助を行う。
- ・監査等委員会の職務を補助する使用人の人事異動、人事評価等に関する事項については、常勤監査等委員の同意を得る。

⑦取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある場合、直ちに、監査等委員会に対してその旨を報告する。
- ・また、常勤監査等委員は、社内での重要な会議に出席し取締役それぞれの職務執行に関する報告を受けるとともに、社内監査部から内部監査の実施状況及びコンプライアンスの状況について、適時報告を受ける。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

内部統制につきましては、年2回、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、その結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

経営理念の浸透やコンプライアンスにつきましては、定例会議及び研修において、使用人への理解と向上を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

特に定めておりませんので記載すべき事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営体質の強化及び今後の事業展開に備えるため必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続に努めるということを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の株主配当につきましては、1株につき普通配当を5円とさせていただきますと存じます。

また、配当金の支払開始日（効力発生日）は、令和5年1月18日とさせていただきます。

なお、上記については、会社法第459条第1項第4号の規定に基づき、令和4年12月1日開催の取締役会にて決議しております。

連結貸借対照表

(令和4年10月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,243,187	流動負債	1,493,197
現金及び預金	172,286	業務未払金	147,403
受取手形	1,526	短期借入金	600,000
完成業務未収入金	136,911	一年内償還予定の社債	150,000
契約資産	900,916	一年内返済予定の長期借入金	200,000
未成業務支出金	1,287	リース債務	30,263
貯蔵品	3,674	未払金	149,696
前払費用	15,122	未払法人税等	110,621
一年内回収予定の長期貸付金	1,000	未払消費税等	12,092
その他	13,045	未成業務受入金	31,471
貸倒引当金	△2,582	預り金	6,625
固定資産	4,523,066	賞与引当金	50,712
有形固定資産	4,126,415	業務損失引当金	4,098
建物	214,605	完成業務補償引当金	213
構築物	1,241	固定負債	1,417,272
機械及び装置	47,669	社債	600,000
車両運搬具	0	長期借入金	435,000
工具、器具及び備品	487,059	リース債務	29,452
賃貸資産	742,045	退職給付に係る負債	112,433
土地	2,572,835	役員退職慰労引当金	224,253
リース資産	36,945	その他	16,132
建設仮勘定	24,012	負債合計	2,910,470
無形固定資産	30,696	純資産	の 部
ソフトウェア	19,553	株主資本	2,849,052
リース資産	6,460	資本金	479,885
その他	4,683	資本剰余金	306,201
投資その他の資産	365,955	利益剰余金	2,173,492
投資有価証券	224,506	自己株式	△110,526
長期前払費用	8,285	その他の包括利益累計額	6,731
繰延税金資産	77,325	その他有価証券評価差額金	6,731
その他	55,837	純資産合計	2,855,784
資産合計	5,766,254	負債及び純資産合計	5,766,254

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(令和3年10月21日から
令和4年10月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成業務収入	2,519,380	
不動産賃貸等収入	182,283	2,701,664
売 上 原 価		
完成業務原価	1,796,023	
不動産賃貸等原価	120,459	1,916,483
売 上 総 利 益		785,181
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		708,151
営 業 利 益		77,029
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	321	
受 取 配 当 金	6,130	
業 務 受 託 手 数 料	99,740	
匿 名 組 合 投 資 利 益	15,943	
雑 収 入	12,793	134,929
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,561	
社 債 利 息	1,794	
業 務 受 託 費 用	50,230	
雑 損 失	10,488	74,074
経 常 利 益		137,884
特 別 損 失		
減 損 損 失	3,230	3,230
税金等調整前当期純利益		134,653
法人税、住民税及び事業税	111,090	
法 人 税 等 調 整 額	△67,016	44,073
当 期 純 利 益		90,580
親会社株主に帰属する当期純利益		90,580

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和3年10月21日から
令和4年10月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	479,885	306,201	1,972,676	△110,526	2,648,236
会計方針の変更による累積的影響額			138,237		138,237
会計方針の変更を反映した当期首残高	479,885	306,201	2,110,914	△110,526	2,786,474
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△28,002		△28,002
親会社株主に帰属する当期純利益			90,580		90,580
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	62,577	—	62,577
当 期 末 残 高	479,885	306,201	2,173,492	△110,526	2,849,052

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券評 価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	7,604	7,604	2,655,840
会計方針の変更による累積的影響額			138,237
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,604	7,604	2,794,078
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△28,002
親会社株主に帰属する当期純利益			90,580
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△872	△872	△872
当 期 変 動 額 合 計	△872	△872	61,705
当 期 末 残 高	6,731	6,731	2,855,784

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(連結注記表)

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 株式会社広川測量社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

当連結会計年度において、株式会社広川測量社は決算日を8月31日から10月20日に変更し、連結決算日と同一となっております。なお、当連結会計年度における会計期間は令和3年9月1日から令和4年10月20日までの13ヶ月と20日となっております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により算定し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。なお、組込デリバティブの時価を区分して評価することができない複合金融商品については、複合金融商品全体を時価評価し評価差額を損益に計上しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。なお、匿名組合出資金については、匿名組合の損益のうち当社に帰属する持分相当損益を営業外損益に計上するとともに、投資有価証券を加減する処理を行っております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 未成業務支出金…… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 貯蔵品…… 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却又は償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）及び賃貸資産並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

工具、器具及び備品 5年～15年

賃貸資産 15年～50年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、翌期支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 業務損失引当金

受注業務に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未成業務の損失発生見込額を計上しております。

④ 完成業務補償引当金

完成業務に係る手直し業務等の費用に備えて、過年度の実績を基礎に算定した額の他、手直し費用の発生が見込まれる特定業務について発生見込み額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額相当額を計上しております。

(6) 重要な収益および費用の計上基準

建設コンサルタント事業について、業務委託契約等を締結の上、社会資本に関わる調査、設計、検査試験等の業務を履行義務とします。

当該契約においては、一定期間にわたり履行義務が充足される契約については履行義務の充足に係る進捗度を見積り、一定期間にわたる収益を認識し、一時点で履行義務が充足される契約については履行義務を充足した時点で収益を認識しています。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、予想される原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算定しています。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② ヘッジ会計の処理

イ ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ ヘッジ方針

当社所定の社内承認手続きを行った上で、借入金の金利変動リスクを回避する目的により金利スワップを利用しております。

ニ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性評価を省略しております。

③ 社債発行費の処理

支出時に全額費用として処理しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来、工事完成基準を採用しておりましたが、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、一定の期間にわたり収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、従来 of 会計処理と比較して、当連結会計年度の連結損益計算書の売上高は356,412千円増加し、売上原価は178,907千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ175,300千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は138,237千円増加しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

6. 会計上の見積りに関する注記

建設コンサルタント事業の請負業務に係る実行予算の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
一定の期間にわたり認識した売上高	2,519,380千円

(注) 前連結会計年度は、納品時または役務の提供が行われた時点で収益を認識しておりますが、顧客との契約において、財またはサービスの支配が一定の期間にわたって顧客に移転する契約については、一定の期間にわたり収益を認識するように変更しております。このため、前連結会計年度における該当事項はありません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

調査・設計等の請負業務に関する収益は、収益認識会計基準等により、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、実行予算に対する実際原価の割合（インプット法）によっております。当該請負業務は主として受注生産であり、実行予算については、専門的な知識と経験を有する業務担当者が、個々の請負業務の特有な状況を踏まえて作業工数や外注費等を見積り、業務担当の管理者が、実行予算表を査閲、承認することで決定しております。業務の進行途上において業務内容の変更等が行われる場合には、当該状況の変化に関する情報を適時に適切な部署・権限者に伝達し、当該情報をもとに適宜実行予算の見直しを行っております。対象となる請負業務は、業務ごとに内容や工期が異なるため個別性が強く、また、進行途上において当初想定していなかった事象の発生により業務内容の変更が行われる等の特徴があるため、今後、想定していなかった状況の変化等により実行予算の見積りの見直しが改めて必要となった場合、将来の業績に影響を及ぼす可能性があります。

7. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		2,282,691千円
(2) 担保に供している資産	建物	209,761千円
	賃貸資産	646,632千円
	土地	2,224,711千円
	計	3,081,105千円
(3) 上記に対応する債務	短期借入金	200,000千円
	一年内返済予定の長期借入金	140,000千円
	社債	750,000千円
	長期借入金	280,000千円
	計	1,370,000千円

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,969,024株	—	—	5,969,024株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 当期中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年12月2日 取締役会	普通株式	28,002	5.00	令和3年10月20日	令和4年1月17日

② 当期の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年12月1日 取締役会	普通株式	利益剰余金	28,002	5.00	令和4年10月20日	令和5年1月18日

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、主に建設コンサルタント事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。また、一時的な余資は運転資金として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である完成業務未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、与信管理規程及び経理規程等に従って、定期的に残高管理の実施及び取引先ごとの信用状況の把握を行うことにより、回収不能及び遅延に対するリスク低減を図っております。

投資有価証券は、主として長期保有目的の持ち合い株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である業務未払金・未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払いであります。

借入金及び社債の用途は運転資金（主として短期）及び設備等投資資金（長期）であり、償還日（又は返済期日）は最長で決算日後5年であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、金利変動リスク管理規程に従って行っております。

資金調達に係る流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などによりリスク管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年10月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券(※2)	115,926	115,926	—
資産計	115,926	115,926	—
(1) 社債(※3)	750,000	749,055	△944
(2) 長期借入金(※4)	635,000	637,073	2,073
負債計	1,385,000	1,386,128	1,128

(※1) 現金及び預金、完成業務未収入金、業務未払金、短期借入金、未払金、未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決裁されるため時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(※2) 以下の金融商品は市場価格がないことから、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当期連結貸借対照表計上額
非上場株式	66,207千円
匿名組合出資金	42,372千円
合計	108,580千円

(※3) 一年内返済予定の社債を含めております。

(※4) 一年内返済予定の長期借入金を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	87,354	—	—	87,354
その他	—	28,572	—	28,572
資産計	87,354	28,572	—	115,926

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内含む）	—	749,056	—	749,056
長期借入金（1年内含む）	—	637,073	—	637,073
負債計	—	1,386,129	—	1,386,129

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している仕組債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、主に新潟県内において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用オフィスビルや賃貸住宅（土地を含む。）を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに決算日における時価及び時価の算定方法は以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価（千円）
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	2,390,271	140,541	2,530,813	1,735,823

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額の主な要因は、駐車場用地購入による増加額であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産調査価額を利用し算定した金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含みます。）であります。

(3) 賃貸等不動産に関する当連結会計年度における損益に関する事項

	連結損益計算書における金額（千円）			
	賃貸収益	賃貸費用	差額	その他損益
賃貸等不動産	173,140	109,628	63,512	—

(注) 賃貸収益は、連結損益計算書における不動産賃貸等収入に、賃貸費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）は、不動産賃貸等原価に計上しております。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	建設コンサルタント 事業	不動産賃貸等事業	合 計
国・官公庁	710,489	—	710,489
地方公共団体	1,485,540	—	1,485,540
民間その他	323,351	—	323,031
顧客との契約から 生じる収益	2,519,380	—	2,519,380
その他の収益	—	182,283	182,283
外部顧客への売上高	2,519,380	182,283	2,701,664

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「4. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

① 契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	94,003	138,438
契約資産	576,480	900,916
契約負債	59,699	31,471

- (注) 1. 契約資産は、顧客との建設コンサルタント事業に係る契約のうち、履行義務が一定の期間にわたり充足される場合に該当するものについて、期末日時点で収益を認識しているが未請求の履行義務に係る対価に対する権利に関するものです。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えます。
2. 契約負債は、顧客との建設コンサルタント事業に係る契約について、一定の支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩します。
3. 当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度の期首の契約負債に含まれていた金額は、59,181千円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において残存履行義務に配分した取引価格の総額は、1,081,418千円であります。当該残存履行義務は、概ね2年以内に収益として認識すると見込んでおります。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 509円92銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 16円17銭 |

13. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大により、財政状態及び経営成績に及ぼす影響が不透明な状況であり、当社の業績にも影響を及ぼす可能性があります。繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損等の会計上の見積りに関しては翌連結会計年度はこの影響も概ね収束するとの仮定に基づき見積りを行っております。

なお、当連結会計年度における会計上の見積りは最善の見積りであるものの、新型コロナウイルス感染症による影響は不確実性が高いため、収束時期の遅れなど今後の状況の変化により判断を見直した結果、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表

(令和4年10月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,205,949	流動負債	1,485,299
現金及び預金	148,308	業務未払金	145,143
受取手形	1,526	短期借入金	600,000
完成業務未収入金	135,451	一年内償還予定の社債	150,000
契約資産	889,032	一年内返済予定の長期借入金	200,000
未成業務支出金	1,287	リース債務	30,263
貯蔵品	3,674	未払金	146,190
前払費用	15,122	未払法人税等	110,545
一年内回収予定の長期貸付金	1,000	未払消費税等	11,197
その他	13,042	未成業務受入金	31,471
貸倒引当金	△2,496	預り金	6,625
固定資産	4,546,306	賞与引当金	50,000
有形固定資産	4,085,955	業務損失引当金	3,650
建築物	214,605	完成業務補償引当金	213
構築物	1,205	固定負債	1,417,272
機械及び装置	46,807	社債	600,000
車両運搬具	0	長期借入金	435,000
工具、器具及び備品	486,465	リース債務	29,452
賃貸資産	742,045	退職給付引当金	112,433
土地	2,533,867	役員退職慰労引当金	224,253
リース資産	36,945	その他	16,132
建設仮勘定	24,012	負債合計	2,902,572
無形固定資産	30,696	純資産	の 部
ソフトウェア	19,553	株主資本	2,842,939
リース資産	6,460	資本金	479,885
その他	4,683	資本剰余金	306,201
投資その他の資産	429,655	資本準備金	306,201
投資有価証券	224,114	利益剰余金	2,167,380
関係会社株式	69,500	利益準備金	48,207
長期前払費用	8,240	その他利益剰余金	2,119,171
繰延税金資産	77,326	買換資産圧縮積立金	12,070
その他	50,473	別途積立金	910,000
資産合計	5,752,256	繰越利益剰余金	1,197,101
		自己株式	△110,526
		評価・換算差額等	6,744
		その他有価証券評価差額金	6,744
		純資産合計	2,849,684
		負債及び純資産合計	5,752,256

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(令和3年10月21日から
令和4年10月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
完成業務収入	2,485,884	
不動産賃貸等収入	182,283	2,668,167
売 上 原 価		
完成業務原価	1,766,493	
不動産賃貸等原価	120,459	1,886,953
売 上 総 利 益		781,214
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		695,759
営 業 利 益		85,455
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	321	
受 取 配 当 金	6,114	
業 務 受 託 手 数 料	99,770	
匿 名 組 合 投 資 利 益	15,943	
雑 収 入	2,808	124,958
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,555	
社 債 利 息	1,794	
業 務 受 託 費 用	50,230	
雑 損 失	7,542	71,122
経 常 利 益		139,291
税 引 前 当 期 純 利 益		139,291
法人税、住民税及び事業税	111,014	
法 人 税 等 調 整 額	△66,250	44,764
当 期 純 利 益		94,527

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和3年10月21日から)
(令和4年10月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
					買換資産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	479,885	306,201	306,201	48,207	12,639	910,000	993,254
会計方針の変更による累積的影響額							136,753
会計方針の変更を反映した当期首残高	479,885	306,201	306,201	48,207	12,639	910,000	1,130,008
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△28,002
当 期 純 利 益							94,527
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△568		568
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△568	—	67,093
当 期 末 残 高	479,885	306,201	306,201	48,207	12,070	910,000	1,197,101

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
	利益剰余金合計					
当 期 首 残 高	1,964,101	△110,526	2,639,661	7,625	7,625	2,647,286
会計方針の変更による累積的影響額	136,753		136,753			136,753
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,100,855	△110,526	2,776,414	7,625	7,625	2,784,040
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△28,002		△28,002			△28,002
当 期 純 利 益	94,527		94,527			94,527
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	—		—			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				△880	△880	△880
当 期 変 動 額 合 計	66,524	—	66,524	△880	△880	65,644
当 期 末 残 高	2,167,380	△110,526	2,842,939	6,744	6,744	2,849,684

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(個別注記表)

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
- ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により算定し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。なお、組込デリバティブの時価を区分して評価することができない複合金融商品については、複合金融商品全体を時価評価し評価差額を損益に計上しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。なお、匿名組合出資金については、匿名組合の損益のうち当社に帰属する持分相当損益を営業外損益に計上するとともに、投資有価証券を加減する処理を行っております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 未成業務支出金……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ② 貯蔵品……最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却又は償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）及び賃貸資産並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
工具、器具及び備品	5年～15年
賃貸資産	15年～50年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法

- ③ リース資産
 - ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - ④ 長期前払費用
定額法
- (5) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、翌期支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。
 - ③ 業務損失引当金
受注業務に係る将来の損失に備えるため、当期末における未成業務の損失発生見込額を計上しております。
 - ④ 完成業務補償引当金
完成業務に係る手直し業務等の費用に備えて、過年度の実績を基礎に算定した額その他、手直し費用の発生が見込まれる特定業務について発生見込み額を計上しております。
 - ⑤ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 - ⑥ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額相当額を計上しております。
- (6) 重要な収益および費用の計上基準
- 建設コンサルタント事業について、業務委託契約等を締結の上、社会資本に関わる調査、設計、検査試験等の業務を履行義務とします。
- 当該契約においては、一定期間にわたり履行義務が充足される契約については履行義務の充足に係る進捗度を見積り、一定期間にわたる収益を認識し、一時点で履行義務が充足される契約については履行義務を充足した時点で収益を認識しています。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、予想される原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算定しています。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の処理

イ ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ ヘッジ方針

当社所定の社内承認手続きを行った上で、借入金の金利変動リスクを回避する目的により金利スワップを利用しております。

ニ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性評価を省略しております。

② 社債発行費の処理

支出時に全額費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来、工事完成基準を採用してはりましたが、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、一定の期間にわたり収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、従来 of 会計処理と比較して、当事業年度の損益計算書の売上高は353,006千円増加し、売上原価は175,114千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ175,757千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は136,753千円増加しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

建設コンサルタント事業の請負業務に係る実行予算の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
一定の期間にわたり認識した売上高	2,485,884千円

(注) 前事業年度は、納品時または役務の提供が行われた時点で収益を認識しておりますが、顧客との契約において、財またはサービスの支配が一定の期間にわたって顧客に移転する契約については、一定の期間にわたり収益を認識するように変更しております。このため、前事業年度における該当事項はありません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

調査・設計等の請負業務に関する収益は、収益認識会計基準等により、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、実行予算に対する実際原価の割合（インプット法）によっております。当該請負業務は主として受注生産であり、実行予算については、専門的な知識と経験を有する業務担当者が、個々の請負業務の特有な状況を踏まえて作業工数や外注費等を見積り、業務担当の管理者が、実行予算表を査閲、承認することで決定しております。業務の進行途上において業務内容の変更等が行われる場合には、当該状況の変化に関する情報を適時に適切な部署・権限者に伝達し、当該情報をもとに適宜実行予算の見直しを行っております。対象となる請負業務は、業務ごとに内容や工期が異なるため個別性が強く、また、進行途上において当初想定していなかった事象の発生により業務内容の変更が行われる等の特徴があるため、今後、想定していなかった状況の変化等により実行予算の見積りの見直しが改めて必要となった場合、将来の業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		2,249,269千円
(2) 担保に供している資産	建物	209,761千円
	賃貸資産	646,632千円
	土地	2,224,711千円
	計	3,081,105千円
(3) 上記に対応する債務	短期借入金	200,000千円
	一年内返済予定の長期借入金	140,000千円
	社債	750,000千円
	長期借入金	280,000千円
	計	1,370,000千円
(4) 関係会社に対する金銭債権・債務	短期金銭債権	1,848千円
	短期金銭債務	231千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高

1,680千円

業務等委託費

7,707千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	368,575株	—	—	368,575株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	15,250千円
役員退職慰労引当金	68,397千円
退職給付引当金	34,292千円
未払事業税	6,738千円
減損損失	97,808千円
業務損失引当金	1,113千円
投資有価証券評価損	7,981千円
その他	12,611千円
繰延税金資産小計	244,192千円
評価性引当額	△161,101千円
繰延税金資産合計	83,091千円

(繰延税金負債)

買換資産圧縮積立金	△5,297千円
その他有価証券評価差額金	△467千円
繰延税金負債合計	△5,764千円
繰延税金資産の純額	77,326千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6%
住民税均等割等	1.6%
評価性引当額の増減	△1.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.1%

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に関する注記 (6) 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	508円83銭
(2) 1株当たり当期純利益	16円88銭

独立監査人の監査報告書

令和4年12月8日

株式会社キタック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
新 潟 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 石 尾 雅 樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 康 宏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キタックの令和3年10月21日から令和4年10月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キタック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和4年12月8日

株式会社キタック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
新 潟 事 務 所

指定有限責任社員	公認会計士	石 尾 雅 樹
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	齋 藤 康 宏
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キタックの令和3年10月21日から令和4年10月20日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和3年10月21日から令和4年10月20日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年12月15日

株式会社キタック 監査等委員会

監査等委員 西 潟 常 夫 ㊟

監査等委員 久 保 田 正 男 ㊟

監査等委員 渡 部 文 雄 ㊟

(注) 監査等委員 久保田正男及び渡部文雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内略図

会場 新潟市中央区新光町10番地 2
技術士センタービル I 8階 大会議室
電話 (025) 281-1111(代表)



(交通のご案内)

タクシー 新潟駅より15分

バス 新潟駅南口より県庁線約20分「県庁」下車

駐車場 「来客」スペースにお停めください。